

## 委託・共同利用

個人情報保護法第24条「利用目的の達成に必要な範囲」として以下の場合、第三者への情報提供にはあらず、本人の同意確認は行いません。

### <委託>

レセプト点検のための審査機関、保健指導等の業務を委託する機関、医療費通知の業務を委託する機関、医療費分析業務を委託する機関、療養費支給審査業務を委託する機関。

なお、委託する場合は個人情報の厳正な取扱い等を契約条項に明記するほか、適切な管理・監督を行っていきます。

### <合併>

合併その他の事由による事業の継承に伴って、個人データが提供される場合。

### <共同利用>

個人データを事業主など特定の者との間で共同して利用する場合であって、あらかじめ本人に通知、または本人が容易に知り得る状態にしているとき。

(趣旨)

- (ア) 被保険者(従業員)の健康管理を考える上で効果的、効率的であるため、定期健康診断、生活習慣病検診、人間ドックなどの事業所との共同実施
- (イ) 健康保険法附則第2条に基づき、健康保険組合連合会と健康保険組合が共同で行う、高額な医療費に対する健康保険組合間の財政を調整するための、高額医療交付金交付事業実施
- (ウ) 各組合が共同で実施することにより、効率的で経費の削減になるため、健康保険組合連合会岐阜連合会との保健指導の共同実施

(具体的項目)

労働安全衛生法の法定健診項目、身体計測、循環器検査、眼科検査、聴力検査、肝機能検査、血液型検査、貧血検査、血中脂質検査、腎機能検査、膵機能検査、痛風検査、糖代謝検査、感染免疫検査、腹部超音波検査、大腸検査、尿検査、胸部エックス線検査、消化器検査、婦人科検査、乳がん検査、腫瘍マーカー検査、医師診査・指導内容、健診機関名、健診日、病歴、薬剤情報、レセプト情報(氏名、性別、医療機関、負担割合、診療年月、診療科、傷病名、診療内容等)、保健師の所見・指導内容など

(利用内容)

健診結果の要指導・要観察者についての、健康の保持・増進の為の保健指導、保健師による訪問指導、高額医療費交付金申請の為の証拠書類の提出

(データ取扱い者)

事業所保健事業担当者、健康保険組合保健事業担当職員、健康保険組合連  
合会保健事業担当職員、健康保険組合連合会交付金事業担当職員、検診機  
関職員、医師、保健師、医療費通知委託先、療養費支給審査業務委託先、  
分析業務委託先等

(データ管理者及び連絡先)

岐阜県プラスチック事業健康保険組合 常務理事

岐阜市六条南 2 丁目 11 番地の 1 Tel(0 5 8)2 7 2 - 7 1 7 9

E-mail [pkengf@vesta.ocn.ne.jp](mailto:pkengf@vesta.ocn.ne.jp)